

川崎市立旭町小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称) 本会は「川崎市立旭町小学校 P T A」と称する。

第 2 条 (所在地) この会の所在地を旭町小学校（川崎市川崎区旭町 2 丁目 2 番地 1 号）に置く。

第 3 条 (目 的) 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 家庭生活及び社会生活の水準を高め民主社会に於ける市民の権利と義務との理解を促すため父母に対する成人教育を盛んにする。
- 3 新しい民主教育に対する理解を深めこれを推進する。
- 4 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の訓育について父母と教職員とが聡明な協力をするようにする。
- 5 父母と教職員と一般社会の協力を促進して児童の心身の健全な発達をはかる。
- 6 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 7 児童の指導保護並びに福祉に関する法律の実施につとめ更に新しい適正な法律を作ること
に協力する。
- 8 適正な法律上の手続きにより公立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協
力する。
- 9 その地域における社会教育の振興をたすける。
- 10 国際親善につとめる。

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、非営利的、非宗教的、非政党的であって他のいかなる団体の支配統制干渉も受けてはならない。但し児童の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第 5 条 本会は教職員、校長及び教育委員会委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが直接に学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第 6 条 本会は学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる人（以下父母と称す）学校に勤務する校長及び教職員（以下教員と称す）を以て組織する。会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

学区内に居住し特に教育に関心を持つ人は希望により入会を認められる。

第2章 構成

第1節 総則

第7条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 実行委員会
- 3 常任委員会
- 4 会計監査委員会

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 会計 若干名
- 4 書記 若干名（うち1名は教員）

役員は兼任することができない。

第9条 役員任期は1年とする。但し再選を妨げない。

役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。

役員は3月総会において承認を受け就任する。

第10条 役員職務は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し本会の業務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその業務を代行する。
- 3 会計は会計事務を処理する。
- 4 書記は総会並びに実行委員会の議事記録の作成及び庶務一般事務を処理する。

第11条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は本会の円滑な運営をはかるための相談役として、必要に応じ本会の会長職経験者とする。

第2節 総会

第12条 総会は会長これを招集する。

第13条 総会は本会の最高議決機関にして次の事項はすべてその決議承認を経ることを必要とする。

- 1 年度事業計画
- 2 年度予算及び決算
- 3 会費の決定及び変更並びに資金獲得または寄付等の場合

- 4 役員の選任及び承認
- 5 規約の変更
- 6 その他特に重要な事項
- 7 非常時等、実行委員会において総会の開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって議決とすることができる。

第14条 総会は会員の5分の1を以て成立し、その議決は出席者の過半数を以てする。なお委任状提出をもって出席に代えることができる。

第3節 実行委員会

第15条 実行委員会は役員及び各常任委員会の正副委員長と校長によって構成される。

第16条 実行委員会の任務は次の通りである。

- 1 総会の議決事項を執行する。
- 2 各委員会によって立案された計画を審議検討する。
- 3 総会に提出の議案、報告の作成をする。
- 4 常任委員会、特別委員会の設置を審議する。
- 5 役員及び正副委員長に欠員を生じた場合の補充をする。
但し会長欠員となった場合は副会長の中より会長を選ぶ。
- 6 その他会員より委任された事務を処理する。

第17条 実行委員会により特別委員会を設けることができる。

第4節 常任委員会

第18条 常任委員会には次の委員会を置く。

- 1 広報委員会
- 2 学年保健委員会
- 3 成人教育委員会
- 4 校外指導委員会

第19条 各学年より選出された学級数に相当する人数が前条各常任委員会に所属しそれぞれの委員会を構成する。

第20条 委員の任期は1年として重任を妨げない。

第21条 常任委員会の正副委員長は、会長が委嘱する。

第22条 各委員会は委員長がこれを招集する。開催は随時行う。

第23条 各委員会はいかなる事業計画も実行委員会にはからねばならない。

1. 正・副委員長と常任委員

	委員長	副委員長	常任委員	選出方法
広報委員会	1名	1名	学級数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長は会長委嘱 ・ 常任委員は正副委員長を中心とした学年互選
学年保健委員会	1名	1名	学級数	
成人教育委員会	1名	1名	学級数	
校外指導委員会	1名	1名	学級数	

※学級児童数に応じて増減できる

2. 各常任委員会の活動内容

	活動内容
実行委員会	実行委員会、各種委員会、新旧実行委員会、総会、役員候補者指名委員会、会計監査（中間監査）、資源回収
広報委員会	委員会、広報（なみぐも）、企画・編集・発行
学年保健委員会	委員会、給食試食会、ベルマーク集め、学校保健委員会
成人教育委員会	委員会、家庭教育学級
校外指導委員会	委員会、各種パトロール、一声運動、地域教育会議、こども110番

第5節 会計監査委員会

第24条 会計監査委員会は実行委員会で選出され5月総会で承認された3人の委員により構成される。

第25条 会計監査委員は随時会計を監査しその年度の監査結果を翌年の5月総会に報告する。

第3章 役員の選出法

第26条 役員は児童を愛し民主主義と教育に理解をもっている会員より選ぶ。

第27条 役員の選出は次の方法による。

- 1 役員候補者指名委員会を設け各役員の定数を越えた数または定数の候補者をあげる。
- 2 役員候補者の氏名は本人の同意を得て3月総会の10日前までに全会員に公示しなければならない。

- 3 選出は3月総会において無記名投票もしくは出席者の過半数以上の信任をうけるかにより決定する。

第28条 役員候補者指名委員会は各学年の常任委員（クラス委員）より1名ずつの6名（委員長、副委員長は除く）、教員より2名、実行委員会より1名の計9名の委員で構成され、委員長は委員の互選により選出する。

第4章 会 計

第29条 本会の経費は会費及び自発的な寄付金並びにその他の収入を以てこれに充てる。

第30条 会費の額は総会において決定し一世帯月額300円とする。会費は年1回3600円納入することとする。

第31条 本会の資産は第2条の目的達成のために使用するものとする。

第32条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附 則

第33条 規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。但し変更案の提出に際しては総会においてその内容を会員に伝えなければならない。

第34条 この会の運営に必要な細則は実行委員会で決める。第35条 第

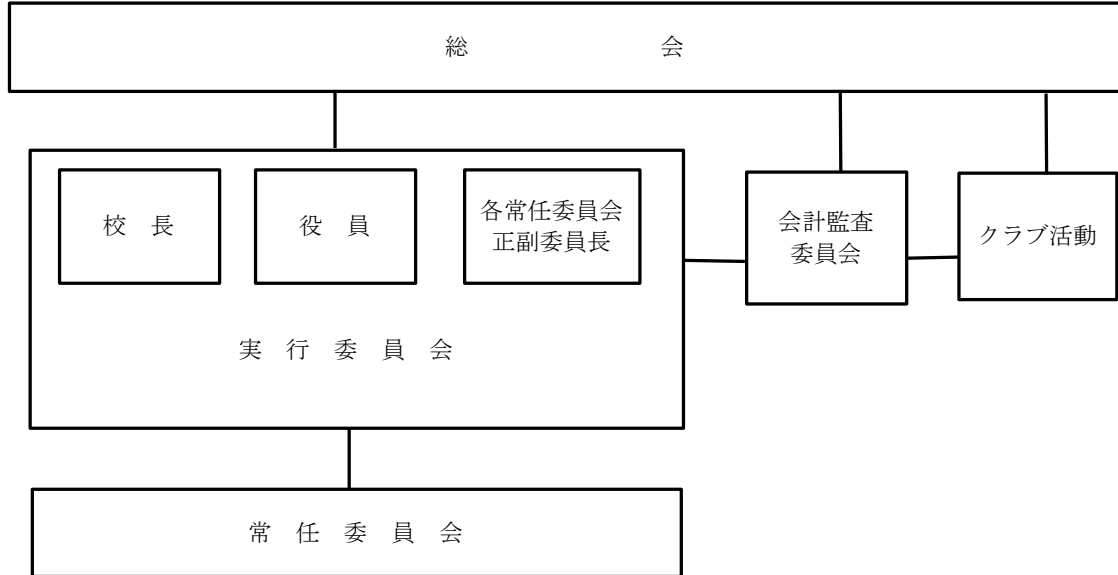
第35条 細則の制定、改廃の場合は次期の総会に報告する。

第36条 本規約は昭和26年6月23日（昭和44年4月19日一部改正）よりこれを実施する。

昭和50年4月23日一部改正（第4章第28条）
昭和51年4月28日一部改正（第2章第8条）
昭和52年4月27日一部挿入（第10条）
昭和54年4月26日一部改正（第29条）
昭和61年3月20日一部改正（第20. 33. 34. 35条）
平成9年5月14日一部改正（第17. 18. 27条）
平成16年3月12日一部改正（第27条）
平成17年3月11日一部改正（第27条）
平成18年3月9日一部改正（PTA運営組織図）
平成21年3月5日一部改正（第1条）
平成24年4月9日一部改正（第1条）
平成26年3月5日一部改正（第8条）
平成28年3月8日一部改正（第30条）
平成28年3月8日一部改正（第30条）
令和2年2月27日一部改正（第8条）
令和3年4月7日一部改正（第19条）
令和4年3月9日一部改正（第13, 30条）

令和6年3月7日一部改正（第19条, 1. 正副委員長と常任委員,
2. 各常任委員会の活動内容, P T A運営組織図）

< P T A 運営組織図 >



P T A 規約細則

第1節 慶弔・見舞等

本会の慶弔・見舞いに関して次のとおり定める。

第1条 弔慰に関する事項

- 1 会員及び配偶者の死亡の際には弔慰金と花輪または生花をおくる。
- 2 本校在学児童の死亡の際には弔慰金と花輪または生花をおくる。
- 3 本校教職員の死亡の際には弔慰金と花輪または生花をおくる。
- 4 本校教職員の配偶者及び子女の死亡の際には弔慰金と花輪または生花をおくる。
- 5 本校教職員の実・養父母の死亡の際には弔慰金と花輪または生花をおくる。

第2条 見舞いに関する事項

- 1 会員は傷病・火災・その他不慮の災害をうけた時はその状況により実行委員会で協議の上、見舞金をおくる。

但し、緊急を要する場合は役員会で協議し、後日、実行委員会の承認をうける。

第3条 祝金に関する事項

- 1 本校教職員の結婚の際には祝金をおくる。
- 2 本校教職員の子女出産の際には祝金をおくる。
- 3 本校教職員の離退任の際には、記念品代をおくる。

第4条 表彰に関する事項

- 1 本会の発展に功績が認められる者は年度ごとに記念品をおくる。
- 2 表彰基準は次のとおりとする。
 - イ 本会の役員・会計監査・正副委員長を歴任した者。
 - ロ その他、本校及び本会の事業または運営について、特にその功績が認められた者。

第5条 その他、特に必要を認めた場合、実行委員会で協議の上、決定する。

但し、緊急を要する場合は役員会で協議し、後日、実行委員会の承認をうける。

- 1 弔慰金、祝金の金額はその都度、実行委員会で協議の上、決定する。

第6条 本内規に関する一斉の返礼は受けない。

第2節 会費の納入

第1条 会費は、その月に1日でも在校した事実があれば、月額分を納入する。

第2条 月の途中で退会しても、会費の払戻しはしない。

附 則

- 1 本細則は昭和61年4月1日より実施する。

平成28年3月8日一部改正（第2節第1条）

令和4年3月9日一部改正（第1節第4条）
- 2 この細則は実行委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。